掛川市条例第３１号

掛川市総合計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年１０月６日

掛川市長

（別紙）

掛川市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

掛川市総合計画審議会条例（平成17年掛川市条例第212号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（設置） 第１条　掛川市総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の４第３項の規定に基づき、掛川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第２条　審議会は、掛川市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 法第２条第４項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。 (2)・(3)　（略） （組織） 第３条　（略） ２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 市議会議員 (2)・(3)　（略） ３　（略）	（設置） 第１条　掛川市総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、掛川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第２条　審議会は、掛川市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 掛川市自治基本条例（平成24年掛川市条例第29号）第13条第１項の基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。 (2)・(3)　（略） （組織） 第３条　（略） ２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 市民 (2)・(3)　（略） ３　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。